

第1回 大洲市子ども・子育て会議 次第

日 時 平成25年9月11日(水)
午後1時30分～
場 所 大洲市役所2階 大ホール

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 「大洲市子ども・子育て会議」について
- 5 委員及び職員自己紹介
- 6 委員長及び副委員長選出
- 7 協議事項
 - (1) 子ども・子育て支援新制度について
 - (2) 子ども・子育て支援新制度に向けてのアンケート調査(案)について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 8 閉 会

大洲市子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成25年9月11日～平成27年3月31日

区 分	No.	所 属 団 体 名	氏 名	備 考
1号 法第6条第2項 に規定する保護者	1	大洲地区保育所保護者代表	永 木 文 香	
	2	長浜支所からの推薦	山 本 千 恵	
	3	肱川支所からの推薦	北 地 金 重	
	4	河辺支所からの推薦	上 野 ゆ かり	
	5	幼稚園PTA連合会長	矢 野 幸 恵	
	6	大洲市PTA連合会副会長	片 岡 恵	
2号 子ども・子育て 支援に関する事業に従 事する者	7	大洲市保育会長	西 山 正 千 江	
	8	幼稚園部会班長	上 野 順 子	
	9	小中学校校長会長	岡 田 廣 温	
	10	児童館・児童クラブ代表	新 田 陽 子	
3号 子ども・子育て 支援に関し学識経験の ある者	11	社団法人喜多医師会参与	郷 緒 良 三	
	12	主任児童委員部会長	津 田 豊 一	
	13	大洲市青少年健全育成推進協議会長	堺 勝 俊	
	14	大洲市社会福祉協議会長	田 上 隼 藏	
	15	大洲市区長会長会会長	上 田 哲 男	

「大洲市子ども・子育て会議」について

1 設置根拠法令

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項

○平成27年4月からの、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、全国の自治体に設置が求められている。

○平成25年度の出来るだけ早期に、条例による設置の努力義務が求められている。（県内20市町のうち19市町が設置予定）

2 役割

(1) 教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村事業計画を策定・変更する際に意見を述べていただく。

※「教育・保育施設」＝幼稚園や保育所など

※「地域型保育施設」＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など

(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び、当該施策の実施状況について調査審議していただく。

第1回

大洲市子ども・子育て会議

とき 平成25年9月11日(水)

午後1時30分～

ところ 大洲市役所 2階大ホール

1 子ども・子育て支援新制度とは？

①根拠法令

子ども・子育て支援法等 H24.8月施行

②施行実施日

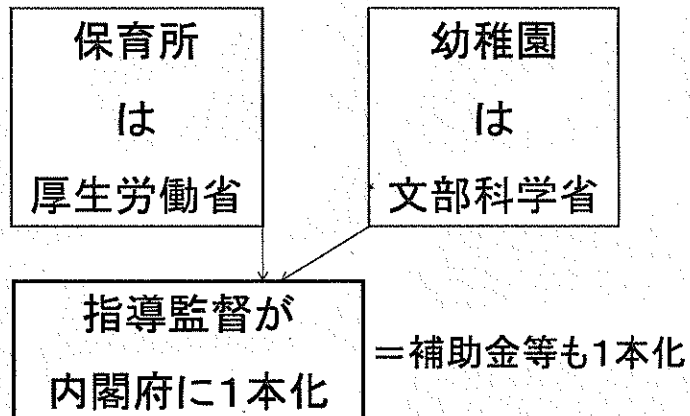
平成27年4月～ 本格施行

③内容

幼児期の・学校教育、保育、地域の
子育て支援を3本柱とした子育て支
援の取組

1 子ども・子育て支援新制度とは？

④-1 変更される内容



1 子ども・子育て支援新制度とは？

④-2 変更される内容

○保育に欠ける・欠けないに関わらず、全ての保護者の申請に基づき、保育の必要性の有無や必要量を、大洲市が認定。

→ 幼稚園・保育所等の入所手続き

窓口の1本化

○認定に応じて、幼稚園・保育所などの中からニーズに合った施設や事業を利用。

1 子ども・子育て支援新制度とは？

⑤ 市町村事業計画の策定義務

(H26.9月までに策定)

- 策定が義務付けられた5か年計画
- 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について記載
需要の量の見込みと、その確保方策
- 子ども・子育て会議の意見を聴きながら策定・変更

2 アンケート調査について

①事業計画策定にあっては、保護者の意向などを勘案すること



調査スケジュール

- ・H25.10月上旬 配布
- ・ " 10月中旬 回収
- ・ " 10月下旬

↓
12月中

集計・グラフ化等まとめ



結果をもとに計画策定

2 アンケート調査について

調査概要(現時点での予定)

①就学前児童保護者対象

- ・対象見込約2,000人→約1,000人抽出
- ・設問 32項目
(幼児期の教育、保育、子育て支援について)

※調査項目等は国が示す雛形を踏まえ、自治体が作成。
今後、修正の可能性もあり。

2 アンケート調査について

調査概要(現時点での予定)

②就学(1～4年)児童保護者対象

- ・対象見込約1,500人→約750人抽出
- ・設問 9項目
(放課後の過ごし方について)

※調査項目等は、国の雛形はなく各自治体で作成。

大洲市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大洲市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長又は大洲市教育委員会の諮問に応じて、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて

委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

